

栃 木 の 水 道

令 和 6 (2 0 2 4) 年 度 版

令和6 (2024) 年4月1日 ~ 令和7 (2025) 年3月31日



栃木県県土整備部上下水道課

目 次

1	水道の普及状況	1
	水道	2
	(1) 水道普及の推移	3
	(2) 市町村別水道普及状況	5
	(3) 全国の水道普及一覧表	7
2	水道施設の整備状況	8
	(1) 市町村別水道施設整備状況	9
	(2) 水道施設の概要	
	ア 上水道	13
	イ 簡易水道	28
	ウ 専用水道	31
	エ 水道用水供給事業	39
	(3) 水道施設数及び給水人口の推移	40
3	給水状況	41
	(1) 給水人口・施設能力・給水量等の推移	42
	(2) 水道別・水系別年間取水量内訳	43
	(3) 水道別・水源別年間取水量の推移	44
4	水道料金	45
	上水道料金（家庭用）一覧表	46

名前：アクルン♪

令和6年に新設された上下水道課上水道担当のPRイメージキャラクターとして誕生しました。水を意味する“アクア”と、上水道のようにきれいで流れるような音を奏でることができて管のメンテナンスが重要な管楽器の“フルート”から、名付けられました。



凡 例

1 収録の範囲

本資料は、厚生労働省の「令和6年度水道統計調査」を基礎とした。

2 調査対象

令和7(2025)年3月31日現在認可を受けている水道事業、水道用水供給事業及び確認を受けている専用水道。

3 水道の区分

項 目		定 義	経営主体	管理主体	実施の手続き
水道事業	上水道事業	一般の需要に応じて水を供給する事業で計画給水人口5,001人以上のもの	原則として市町村		計画給水人口が50,000人を超え、かつ、特定水源水道事業(※1)の場合には厚生労働大臣認可(※2)が必要。上記以外、知事認可が必要。(平成12(2000)年4月1日から)
	簡易水道事業	一般の需要に応じて水を供給する事業で計画給水人口101人以上5,000人以下のもの			
水道用水供給事業		水道事業に対して水道用水を供給する事業	原則として地方公共団体(都道府県、一部事務組合等)		1日最大給水量が25,000m ³ を超える場合には厚生労働大臣認可(※2)が必要。上記以外、知事認可が必要。(平成12(2000)年4月1日から)
専用水道		100人を超える人の居住に必要な水を供給する自家用水道又は一日最大給水量が20m ³ を超える自家用水道	—	設置者	知事の確認が必要。
小規模水道		水道法の適用を受けない以下の施設 ①50人以上100人以下の居住に必要な水を供給する施設 ②学校に設置された給水施設 ③工場、事業所において常時50人以上に給水する施設	—	布設者	知事の確認が必要。

※1 特定水源水道事業とは、河川法第3条第1項に記載する河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営するものから給水を受ける水を水源とする水道事業を指す。

※2 水道行政の国土交通省への移管に伴い、令和6年度以降は国土交通大臣認可となる。

4 調査対象期間

年間の実績値については、令和6(2024)年度(令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日)の実績とした。

5 調査方法

県から市町、水道事業者、用水供給事業者、専用水道設置者、関係保健所等に調査依頼し、それぞれの報告に基づき県で集計した。

用語の定義

1 普及率

$$\text{普及率} = \frac{\text{給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$$

$$\text{現在給水人口} = \text{上水道給水人口} + \text{簡易水道給水人口} + \text{専用水道給水人口} \\ (\text{自己水源によるもののみ})$$

2 原水の種別

原水の種別を次のとおり略記した。

自：河川自流、ダ：ダム取水、湖：湖沼水、伏：伏流水、深：深井戸、浅：浅井戸
湧：湧水、受：浄水受水

3 配水方式

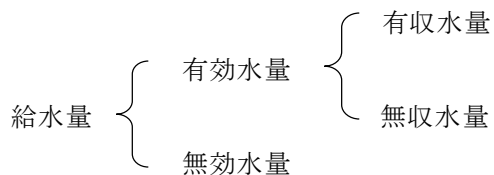
自：自然流下、加：ポンプ加圧、共：自・加の併用

4 経営の種別

公：公営、公組：一部事務組合営、組：組合営、私：一般企業等営

5 給水実績

(1) 給水量



(2) 有効水量：有収水量＋無収水量

(3) 有収水量：料金徴収の対象となった水量

(料金徴収の基礎となった水量で計量栓のメーターにより計算した実使用水量、また定額栓では、使用人員、浴槽、水洗便所等の認定基準水量に人員及び栓数を乗じて得た水量。なお、メーターより下流の給水管の漏水量は、有収水量に含める。)

(4) 無収水量：料金徴収の対象とならないが、有効に使用された水量

(管洗浄用、公衆便所用、公衆飲料用、消火栓用及び演習用等の水量、メーター不感水量、その他の有効無収水量。ただし、料金または他会計の負担により収入のあるものは、有収水量。)

(5) 無効水量：使用上無効と見られる水量

(配水本支管、メーターより上流部での給水管からの漏水量、調定減額水量、他に起因する水道施設の損傷などにより無効となった水量及び不明水量。)

(6) 一日最大給水量： 年間一日給水量のうち、最大の日水量

(7) 給水量： 自己の給水区域に対して給水した実績の水量

(8) 分水量： 当該水道事業者が他の水道事業者に分水した実績の給水量
(水道事業者が設定した給水区域外へ給水する水量)

(9) 一人一日最大給水量：
$$\frac{\text{一日最大給水量} - \text{一日最大分水量}}{\text{給水人口}}$$

(10) 一人一日平均給水量：
$$\frac{\text{年間給水量} - \text{年間分水量}}{\text{年間日数} \times \text{給水人口}}$$

(11) 比率（いずれも、×100で最終算出、単位は%）

$$\cdot \text{ 負荷率} = \frac{\text{一日平均給水量} + \text{一日平均分水量}}{\text{一日最大給水量} + \text{一日最大分水量}}$$

$$\cdot \text{ 有効率} = \frac{\text{年間有効水量} + \text{年間分水有効水量}}{\text{年間給水量} + \text{年間分水量}}$$

$$\cdot \text{ 有収率} = \frac{\text{年間有収水量} + \text{年間分水有収水量}}{\text{年間給水量} + \text{年間分水量}}$$

$$\cdot \text{ 利用量率} = \frac{\text{年間給水量} + \text{年間分水量}}{\text{年間取水量}}$$

$$\cdot \text{ 稼働率（最大稼働率）} = \frac{\text{一日最大給水量} + \text{一日最大分水量}}{\text{施設能力}}$$

$$\cdot \text{ 施設利用率} = \frac{\text{一日平均給水量} + \text{一日平均分水量}}{\text{施設能力}}$$